

自主事業実施基準

1 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的及び地域住民のニーズを反映した主催事業を行うこと。また、その際は以下のことに留意すること。

ア 地域の連帯感を高め、地域コミュニティを醸成するきっかけとなり得るような各種事業を計画すること。

イ 各種計画事業が特定の年代や性別に偏らないようにし、また、世代間交流を考慮した企画を実施すること。

ウ 高齢者、障害者、乳幼児連れ等の者が参加しやすい企画にすること。

エ 通常の利用者の利用の妨げにならないよう、実施施設、時間帯等に配慮すること。

オ 指定管理者は、自主事業の実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができる。

カ 指定管理者は、自主事業の実施のために施設を利用できる。その場合の施設利用料金は、全額を指定管理者の負担とする。

キ 自主事業の経費は、市が支払う指定管理者委託料に含まれない。